

令和2年度  
行政監査結果報告書

監査委員事務局



## 第1 基準に準拠している旨

監査委員は、愛西市監査基準(令和2年監査委員告示第1号)に準拠して監査を行った。

## 第2 監査の種類

行政監査(地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定に基づく監査)

## 第3 監査の対象

『愛西市下水道条例』及び『愛西市下水道事業受益者分担金及び負担金条例』  
の条例違反について(下水道課)

## 第4 監査の着眼点

合規性

## 第5 監査の主な実施内容

延滞金の未徴収や賦課対象区域の特例の不当な許可について、聞き取り並びに関連資料等の証拠書類を入手し監査を実施した。

## 第6 監査の実施日

令和2年10月8日

## 第7 監査の結果

合規性について監査した結果、注意改善すべき事項については、以下の各監査対象についての結果を記述する中で述べる。

なお、注意改善すべき事項の区分は下記のとおりとする。

- ◇指摘事項・・・法令等に違反すると認められるもの及び是正を求めるもの
- ◇留意事項・・・指摘事項に該当するが、その程度が軽微なもの
- ◇検討事項・・・法令等に違反していないが、検討する必要があると認められるもの

## ◎ 延滞金の未徴収について

- ・ 下水道使用料の延滞金

### ◇ 指摘事項

延滞金の徴収については、改正前(令和2年3月31日まで)の愛西市下水道条例第23条では「延滞金を加算して納付しなければならない。」とされている。また、同条第2項においては「やむを得ない事由があると認められた場合は、前項の延滞金額を減額し、又は免除することができる。」との減免・免除規定が設けられているが、これは延滞金の賦課を前提とした延滞金の徴収額の減額、免除規定であり、延滞金の賦課手続きそのものを省略できるとは解釈するものではない。

これを本件についてみると、納期限を超えて納付された下水道使用料については、その日数に応じて延滞金を確定し、確定した延滞金について、改めて賦課をすべきところ、下水道課ではこうした手続きを一切行っていなかった。

また、延滞金を徴収してこなかった理由として、農業集落排水処理施設等使用料で、地元から管理を引き継いだ際に延滞金を徴収していなかった経緯があるとのことだが、愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例で定めるところでは「延滞金を徴収することができる。」に対し、愛西市下水道条例では「延滞金を加算して納付しなければならない。」とされていることから、いくら公平性を図るためとはいえ、延滞金を徴収しないとすることはあってはならない。

したがって、平成21年4月1日の条例施行日以降、延滞金の徴収の前提となる賦課手続きを怠っていたことは、愛西市下水道条例の条例違反であると認められる。

以上のことを踏まえ次のとおり是正するよう努められたい。

条例改正前に充たる令和2年3月31日までに滞納となった下水道使用料の延滞金について、延滞金の未徴収を解消するために必要な措置を講ずること。

条例改正後に充たる令和2年4月1日以後に滞納となった下水道使用料の延滞金では、「延滞金を徴収することができる。」と定められており、延滞金の賦課手続きは市の裁量によるところとなるが、賦課手続きに関する基準を定める等、公平に取扱ができるよう措置を講ずること。

- ・ 受益者負担金等の延滞金

### ◇ 指摘事項

延滞金の徴収については、愛西市下水道事業受益者負担金及び分担金条例第12条では「延滞金を加算して納付しなければならない。」とされている。また、同条第2項においては「やむを得ない事由があると認められた場合は、第1項の延滞金を地方税法の例により減額、又は免除することができる。」との減免・免除規定が設けられているが、延滞金の賦課を前提とした延滞金の徴収額の減額、免除規程であり、延滞金の賦課手続きそのものを省略できる

とは解釈するものではない。これを本件についてみると、納期限を超えた下水道受益者負担金等の延滞金については、前記下水道使用料と同様な賦課手続きをすべきところ、こうした手続きを一切行っていないかった。したがって、平成21年6月24日の条例施行日以降、延滞金の徴収の前提となる賦課手続きを怠っていたことは、愛西市下水道事業受益者負担金及び分担金条例の条例違反であることが認められる。

以上のことを踏まえ次のとおり是正するよう努められたい。

**滞納となった受益者分担金の延滞金について、延滞金の未徴収を解消するために必要な措置を講ずること。**

### ◎ 賦課対象区域の特例の不当な許可について

#### ◇ 指摘事項

愛西市下水道事業受益者負担金及び分担金条例第4条第1項では「賦課対象区域内において、農地、山林等で土地の利用形態から下水道の利用の必要がない土地及び利用できない土地で、かつ、市長が適当と認めたものについては、下水道の利用が可能となるまでの間、当該賦課対象区域から除外し、これを公告しなければならない。」とされている。

これを本件についてみると、除外申請及び除外決定がされている一事業者の土地の地目及び利用形態は、そもそも除外の対象となる土地の条件に一致しないものであるにも関わらず、当該除外申請を受理し、除外決定に至った経緯は、故意に行われたものと推測する。

また、除外決定は重要な行政文書であるにも関わらず次長までの決裁で完了とし、市長決裁がなされていないことも、内密に事務を進めるため故意に行われたものと推測する。

したがって、当該賦課対象区域の除外決定については、愛西市下水道事業受益者負担金及び分担金条例の条例違反と愛西市決裁規程の規程違反であることが認められる。

以上を踏まえ次のとおり是正するよう努められたい。

**当該除外決定について、愛西市下水道事業受益者負担金及び分担金条例上、重大な誤りがあったことをもって対象事業者へ交渉を実施し、その条例に則した運用がされるよう必要な措置を講ずること。**

当時の担当職員から何故、除外決定の際に、次長決裁に留めた状況を聴取する等把握し、今後、愛西市決裁規程に則した運用がなされるようにすること。